

子どもセンターつるっこ駐車場における物損事故に係る損害賠償額の専決処分
の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年（2018 年）3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

子どもセンターつるっこ駐車場における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年（2017年）12月22日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

子どもセンターつるっこ駐車場における物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2017年10月23日
- 2 事故発生場所 町田市大蔵町1913 子どもセンターつるっこ駐車場内
- 3 事故の概要 駐車場に駐車中の自家用車につるっこ敷地内ケヤキの枯れ枝が落下し、自家用車の屋根及びボディの複数個所に損傷を与えたもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 金675,381円
内訳 乗用車修理代金 金602,805円
レンタカー代金 金72,576円
(修理期間中)